

令和3年2月3日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保 育 課

「緊急事態宣言」の延長に伴う保育施設等の利用について

令和3年2月2日、国は東京都を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。本区の緊急事態宣言延長後の保育につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今後の感染状況や国及び東京都の動向を踏まえ、内容や期間を変更する際には、改めてお知らせします。

記

保育施設等は、従来から実施している感染拡大防止策を徹底し、通常どおり開所いたします。

保護者の皆様におかれましては、手洗い、マスク着用等の感染防止対策を実施いただくとともに、お子様やご家族の体調管理について改めてお願いいたします。

また、以下について、引き続きご理解をお願いいたします。

1 お子様に発熱がある場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。

また、お子様に咳や鼻水等の風邪症状のある場合は、保護者様自身が発熱していないか等、ご自身の健康状態を確認していただき、ご不安な点がある場合は、お子様の登園を控えていただき、あるいは医療機関へご相談をいただきますようお願いいたします。

2 次の場合は、園に速やかにご連絡ください。

- ・園児及び同居家族（保護者やきょうだい等）がPCR検査等新型コロナウイルスの検査を受けた場合
- ・園児及び同居家族が、濃厚接触者になった場合

検査を受けた場合や濃厚接触者になった場合は、園が検査を受けることになった経緯や検査日・検査結果日、検査する医療機関、同居家族の状況（きょうだいがいる場合は学校等の名称）をお聞きします。

また、きょうだいが登園・通学している施設にもご連絡をお願いいたします。